

明治二十四年七月八日發行

追孝の法話

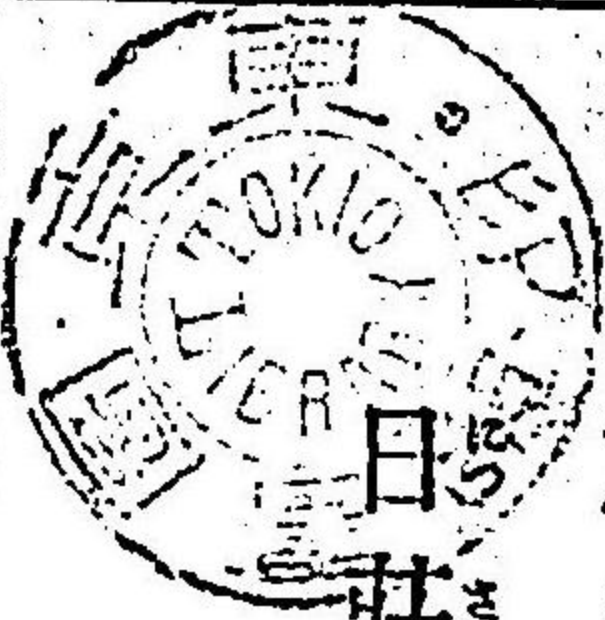
鷺津 東林堂藏版

音樂祠堂大法會の當日

日莊師御法話

侍者 蓮原研興筆記

儲本日より營む法會は、祠堂法會と申して、各位の先祖
 と始め御兩親並に縁者の精靈まで、特別に吊ふ法會
 である、是を世間より云へば、終りを慎み、遠きを追ふと
 云ふおとである、先づ終りを慎むと云ふことは、各位が父
 母に事るに、随分に孝行を竭くし、そして若くも父母が
 病に罹り玉はゞ、早速醫師を招き、治療を乞ひ、晝夜に心



を用ゐて、油斷かく看病し、或は今の嗽し、昔のうわさ、四方山の物語をよして、徒然を慰め、父母の心をやすめ、而して、萬に一つも養生も叶はずして、不幸のときに遇はゞ、一家親戚を集め、手厚く野邊の送りかどし、忌日々々の追孝も怠らず勤めらるゝ事と、終を慎むとは申します、次に遠きを追ふと云ふことは、各位が父母に受けし恩澤の大あることを知り、是を知るとともに祖先及び代々の恩も覺りて、追孝終に先祖に達するを申すのである、是れは此れ、日本古來の美風にして、所謂諸氏が、

毎年勤めらるゝ、氏神の祭禮も、其の一つの例である、さて、人の子としては何故に終を慎み、遠きを追はねばからぬやと云ふに、其譯は、各位の身体髮膚は、源と父母の遺体に相違ない、故に其身体を觀察すれば、自から父母の威風が傳りてあります、併し現の身体を見れば、朝に飲み、夕に食せし物が消化して、血肉とを筋骨とかせし者かれども、其本を原ぬれば、毛一筋、爪一片まで、皆か父母の身より、別れし物に相違はかい、菅家の歌に

父母もあゝに在すのます鏡み

恩みの影を移す吾か身も

と詠せられしが如く、直に子の形を指して、親の形ちかりと申しても善いと云ふ、歌の意である、して見れば、親子の縁は切るにも切られず、捨るにも捨てられぬ、關係がある、其上に、猶ほ、恩を知りて、恩に酬ゆるは、人間第一の務めなれば、子としては、親の恩みの深きおとを覺りて、己が親を思ふおとは、造次顛沛にも、我が身を思ふが如く心得て、父母の終りを慎まねば、ありませぬ、そして

又た、親に親あを、復た其親に親あるものなれば、其子を追はねば、おますまい、又た各位の財産に就て御話をすれば、其財産の内、幾分か、或は十分までも、兩親より譲られしものからん、偕て其兩親にも、亦た兩親ありて、譲り受けられし者なれば、則ち是も、其先祖より起りし財産に相違は、ない、去れば、各位の御先祖達が、夫々に一戸を開くには、非常の艱難辛苦を嘗めて、求め得られし財産であらう、其艱難辛苦の骨折が、取も直さず、財産

とかりて、高祖父母に傳はり、其より曾祖父母に傳り、祖
 父母に傳り、父母に傳りて、傳る毎に、少々づゝ畜へて、現
 に今は諸氏の財産とかぞし者かぞ、然れば諸氏は、先祖
 已來代々の財産を、其儘譲を受けられしことは、明々白
 々である、斯の如く回顧れば、御先祖達は、未だ各位の姿
 を見ざりし時よぞして、早や己に子孫の爲めぞと謀ら
 はれた、其恩みの中には、諸氏が這入て居る、去れば財産
 よぞ云ふも、血統よぞ云ふも、源と先祖よぞ出し者なれ
 ば、飽までも、遠を追はねば成ぬ者であります。

さて是よりは、佛敎の道と借りて、終りを慎しむ遠きを
 追ふといふ言の、道理を申しますれば、則ち人々の互に
 先祖となり、子孫とかり、又は親とかり、子とかるには、實
 に深き道理のあるおとにて、偶然に、できたものではな
 い、其理りを求むるに、諸氏の目の前にある事柄に就い
 て考ふれば、能く解るものである、別に小六ヶ敷い理屈
 ではない、唯だ原因結果の道理である、其原因結果と云
 ふおとは、世の人の、大工とかぞ、左官とかかり、畫工とかかり、
 學者とかるには、皆か是れ務めた上にも務めて、其職に

八
至りたといふ即ち其事である、未だ家業を務めずして
財産を殖し、學問を修めずして、學者となすし者は、曾て
有りませぬ、然らば其地位に至るには、必ず其至るべ
きの勉強が無くて叶はぬと云ふことは、已に諸氏の目
の前にありて、明かである、されば親子とある者も、亦復
た是の通りで有ります、若し過去にありて親子とある
べき業を、即ち原因が無かりせば、今の世に親子とある
の道理は無い、幸ひ有る人が、君臣父子の情愛を述べた言
がある、今其の語葉を借て、親子の原因を探る器械に

供します

九
偕て原因があれば、必ず結果を招くものである、然れば、
結果のあるときは、従つて其原因のあることも考へら
れます、凡そ人々の間にある、其慈悲の深き、其恩愛の高
きを觀れば、實に大海の深きも、須彌の高きも、例してか
い、今ま母の恩みに就て之れと云へば、十月懐胎の間は、
好むべきものも、控へめにして、嫌む事も、勤めて爲し、又た
熱きと飲まず、冷きと食はずして、唯だ胎内の子の健か
に且つ賢くからんことを、神に祈り、佛に願ひ、聊かも其

身みの不自よじ由ゆは思おもはずして、そして、臨りん月げつの末すまに至いたりて、九く死し一いつ生しょうの惱なごみを受うけ、死しにかんくとする苦くしみも、産うぶ聲こゑを聞きいては、忘わするゝ迄までに打うち喜よろこび、又また泣なけは泣なき顔かほと眺ながめて、其その望のぞみ求もとむる物ものを推お察さつし、寐いねれば、寐いね息いきを伺うかひて、虫むし氣けの有ありや否いなやと考かんがへ、乳ちちを吐はきと云いうては、藥くすりを與あたへ、大だい便べんの色いろの變かはりくと云いうては、醫い師しに相あ談だんをかゝ、百ひゃく日にち咳せきに懼かりて咳せきすれば、一ひと咳せき毎ごとに胸むねを焦こがし、夢あむに驚おどろきて夜よ泣なきをすれば、一ひと聲こゑ毎ごとに腸はらわたを斷たつ、萬ばん苦くの中なかに稍さう々くにして生せい長ちやうせしめ、東ひかしを教おしへ、西にしを示しめし、乳ちちと含くめ、頂いただきと

撫なで、添そひ寐ねしては、寐ね歌うたと歌うたひ、起おきいと云いうては、機き嫌げんを聞きく、敢あへて五ご月げつ蠅せうとは思おもはず、手てを舉あげて髪かみを攪かき、足あしを飛として腮あはを蹴けらるゝも、亦また不ふ禮れいかゝと咎とがめもせず、不きた淨じやうと漏もちて床かを潤うるほせば、乾かける方かたを與あたへ、潤うるほへる方かたに移うつるを、思いみ憚はかゝもせず、若もし重おもき病びやうに懼かり、全ぜん快くわいも成なるに難がたきに遇あへば、自じ身しんの命いのちを縮ちぢめても、子こに代からんと祈いのることあり、古こ歌かに

代からんと祈いのる命いのちはおしからで
さても別わかれんことぞかあしき

と、是れ實に子に於ける母の慈悲心を、さて其慈悲を施すは、學者の教訓によるにもあらず、浮世の義理で勤むるにもあらず、唯た之れ、前世の業が原因とあて、此に顯れたるものであります。之れを言ひ換れば、現在にあって、母の恩愛慈悲を受くる子は、前世に於て、其母に恩愛慈悲を施したるに由り、今一入の恩愛を受るのである。

次に父の恩に移りて、説き明とすれば、父は酷暑の熱きあと、煖くが如く、堪へ難きにも、出で、耨を耕し、又た

極寒の寒くして指も落る計を、ある凛冽の際にも、朝には霜を踏で出で、夕には星を頂いて歸る、其の千辛萬苦は、蓋し誰が爲めると云へば、言ふ迄も、かゝる子を充分に養育し、其殘額は、皆か貯蓄置て、子孫に譲る度と思ふが、腹一盃である、其親切の恵みは、浮世の義理で出来もせまい、學者の理屈込に會ても、勤まるまい、此を以て、其原因を推究るに、唯た是れ過去の世に在て、父子互に盡せし、實情の現在に顯るゝに由る故かぞ、次に、孝子の其父母に孝養を盡の狀に移て云へば、孝子は

己の身に求る所有て、孝養を爲者では無い、昔に重華と云ひし人は、頑じき父を敬ひ、丁蘭は母の状ちを木に刻み、伯愈は杖に泣き、王祥は氷を破りて鯉を得たると云ふ、斯る人々の己が父母に盡せし孝行は、事皆を實情に出で、誠に至る、實に議論や義理の外にある者である、是れ即ち其成り立ちは、過去の世に在りし時、互ひに盡せし實情の結果が、今日に顯れし故である、斯く談して茲に來れば、各位が親子とあるべき約束は、此の世に始めてありしには非ず、必ず前世に於て、結びあせし實情

であること云ふことが、御解りにありまじたらう、
 儲て右に述べし原因に就いて其状を考るに、必ず聯絡關係の多きものからんと思はれます、其譯は人の情たるや、遠ざかる者は、月々に疎遠くなり、近づき交はる者は、日に親密くなる、例せば、紅の染るに隨うて色を増すが如し、人情も亦た既に斯の如き者にして、近づき親む程濃やかになり、終には義理や議論の外にある者とあるあり、之を以て考ふれば、親子の間にある實情は、生々世々に經て漸くに成立ちし者あるべし、尙ほ進んで

此の例を云へば、吾國の君臣の間に於ける情實の如き者乎、抑も吾が國の皇室は、日本中の總本家にして、勿体なくも歴朝の聖天子は、惣本家の御正統の君に渡らせ玉ふが故に、皇室と臣民との間には、自然と親子同様に濃やかか、滴る計なる情實が存してある、其故を尋ぬるに、畏くも皇上は、君民一体の叡慮を以て天下に君臨し、親く赤子の情を知り、召すこと、業に已に年久し、されば仁徳天皇は、民の家の烟の少きを悲み、三年の貢租を許し玉ひ、其後ち、高殿より臨みたまひて

高き屋にのぼせて見れば烟たつ

民のかまとは賑はひにけり

と、御製詠あらせられ、且つ朕富めると御意あをし時傍らに待べりし人、猶ほ大御意を顯さん爲めあるか、乃ち奏すらく、御衣は垢重く、御宮室は雨漏を甚し、何として富りと仰せらるゝにやと、帝曰はく、庶民の富は朕が富かりと御意あらせられたり、實に是れ有り難き仰せにあらすや、又た延喜の帝は、極寒の夜半に、御衣を脱ぎ玉ひて、民の疾苦は、斯くあらんと、悲み玉ひしと聞く、斯く

までに、君臣一体の歡慮を以て御意とし、而して、臣民に
 親み臨み玉ふよと、實に母の赤子に於けるが如く、其恩
 は連綿として百二十有餘代、其年數を算ふれば、二千五
 百有餘年なり、其間猶ほ一日の如し、さて臣民も亦た忠
 義を以て旨として、皇祖を敬ひ奉ることとは、天日の如く
 し皇室を載くこと、神明の如くする故に、其親みの情は
 積を積めて色を増し、以て今日に至るまじた、此の故に
 臣民は皇室に對し奉る不敬の心と懐く者は、一人もあ
 り、實に萬國に冠絶する、日本の人情である、此の人情や

實に是れ、永の年月を経て、君臣互に盡せし情實の結果
 かることは、吾が言を待たずして、明らかであらまじよ
 う、又た人情は、近づき親むに連れて、深くなを、親み近か
 ざれば、疎くあると云ふことも、明らかであらまじよう、
 是を以て、親子の情愛の濃やかにして、深きに至る者
 とは、實に數年、否な生々世々に經て、漸くに成る立る者
 かを云ふことは、亦た明であらまじ、猶試に、學校のこ
 とを思へよ、彼の通る學校は、完全なる學則を設け、教員
 の深切を盡して、他人の子弟を教育して居るまじ、併

し何年の月日を費したければ生徒が教師を慕ふこと
 赤子の母を慕ふが如くに戀慕の情を養成し得るであ
 らふ、縦令ひ教師が汗水をかがして、一生を費したとて、
 必ず親子程の情愛を養成し得るとは難かるべしと存
 せられます

前來に述べし例証の道理が、各位の心の中に落ち入れ
 バ、則ち親子の情愛には、必ず原因あり、其原因は、種々の
 親しき關係を以て、漸くに成り立ちし者ありと云ふと
 が、明かに解つたであらふ

次に過去に有る原因が、現在に顯れ來る状と申します、
 是れも亦た各位が、日常に見る所に於て、其例は澤山有
 る、例へば茲に未だ酒を飲まざる人があらず、友人の勧め
 に因て、據かく無理に一盃を傾けしに、其味辛くして且
 つ苦し、中々以つて喉に下す時は、惱みまじた、然れども、
 其人日に飲み、月に傾けて、終に酒呑とあり、今は酒の嘶
 しを聞きたに喉が鳴り出し、口中に唾が溜る位である、
 又た烟草を呑む人も亦た此の通りにして、其初めに烟
 りに咽ては涙を出し、甚だ惱みまじたが、終には烟草好

きとあきて、三度の食は一度休んでも、煙草はやめられぬと云ふに至る、其外食事に就き衣類を着るに就き、一切の職業に就き、都て皆か、後程上手と爲り進む者に相違はか、之を古人は、習ひ久しふして性とあると云はれてある、偕て其習ひが久ふして根性と成るゝ上は、事に觸れ、時に臨んで、其根性の顯るゝことは、實に不思議ある者である、今ま其状態を述べ、毎朝起きて着物と着るときに、是が下着よ、是が上着よ、是が帶よ、是が足袋よと、一々に吟味もせず、猶心の中には、何に角の事を考

ひながら、其順も間違へず、立派に着畢る者である、又た食事に臨むときも、其の通りで、滴る物と口に寄すれば、則ち上腮が引込みて、下腮が出で、又た汁を口に寄すれば、則ち上腮が出て、下腮が引込む、又た食ふべしとも思はず、飲むべしとも考へず、還つて心には種々雑多の事と思ひながら、知らず識らず食し畢るものである、皆是れ、習久ふして根性とかり上への働きで、即ち習慣の作用であります、又た一切の職業に就て試みて、悉く皆か斯の通りである、各々方も此事は、己に實驗して毛

頭も疑はざる所でありまじよう、去れば此習慣あるものは、事に觸れ時に臨んで顯わるゝに、思慮分別を藉らず、不思議にも、自然に能く顯わるゝ者かを云ふおとは、篤と確信かされたであらう、然るときは、之に連て、吾等此の世に生れしより、今日に至るまで、事に觸れ時に臨んで自然と顯れし行ひは皆か是れ過去の世の習ひである、と云ふことが、能く解たであらう、之れに依て過去の世にあてて爲せし行ひも、現世より概畧に想像する、概畧の晰は後にある、おとが出来、其譯は、過去の行

ひとても、別のおとでかく、習ひ久しふして、性とかり、者なれば、其習ひが、現在に顯るゝおとであらう、例せば、毎朝の着物、三度の食事に於けるが如くである、此れを智者大師は、習ひ發するが故にと指南されてある、其習ひ發すると云ふことは、取も直さず、過去の世の習ひが、今も現在に移を來て、事に臨み時に應じて、自然と顯れ發すると云ふおとである、但し、習ひに善惡の違ひはあれども、習ひの顯るゝことは、善惡とも同じ事である、ま、されば過去の世の習ひが、現在に顯るゝと云ふ

状も解りまいたらう、
 斯如くに打ち明けて、何にも角も嘶いて見ると、各位が
 親子の間に存る、濃やかか情愛は、過去已來幾世久しく、
 積り積り一實情の結果である、と云ふことが解り、其積
 り一者が現在に來る事、事に觸れ、時に應じて、不思議にも
 自然に顯るゝと云ふことも、能く解りまいたらう、然れば
 各位の親子の間にある約束は、生々世々の契を、
 云ふことに於ては、最早少しも疑ふ可き所なきに至り
 一者と存せられます、此の点が、佛教は世間の教に優る

て深き所であえます、若し是れにても、未だ過去の事は
 解らなれど、おれば、其人は御氣の毒を、善く評判す
 ると、外道悪く評判すれば、畜生と申すよ、外はあをま
 すまい、何に故なれば、彼の外道と云ふ奴は、因果の道理
 に迷ひ、已れ業に已に結果の中に居住し、かづら、其原因
 を求むるの途に闇く、或は造物主を立て、或は造化の三
 神と造る、或は自然かを唱ひて、己が身体の由て來る
 其根本と知らず、其道理に闇きことは、殆んど畜生と類
 ひを同一にするものである、若し親子の關係が、未だ解

らかいと云ぬ人があらば、外道、畜生の言葉を以て評す
 るよを外はあるまいと思はれます
 但し當山へ參請する程の人々は、皆な是れ信者にして
 其道理の解らかい人は、一人もあてますまい、實に歡は
 しきことである、之れよをば、現在よを以て過去を推せ
 ば、過去の當時の行狀は、概畧は想像することを得ると
 云ふ例ぞ、申しまいよう即ち日本國の人々は過去に於
 て、何ある行狀のあてしやと云ふことに就いて觀察す
 れば、則ち過去の世にありては、心に他人の所有品を欲

せず、貪らず、又た道理に叶はざることには、瞋ること
 もなく、唯た常に慈悲と柔和の心に住して、物の道理も相
 當に心得しに相違ない、又た口に他人を惡しき様に罵
 りたを、又た無き事を作して、人を欺きしことは、毛
 頭あるまじく、唯た常に、言葉を慎み、聲を柔かにして、眞
 實に談話せし人なるべし、又た無益の殺生をかさず、又
 た盜みもせず、邪淫も行はず、只管ら慈善の行狀ありて
 禮儀をも守りしならん、己に身口意斯の如く立派ある
 行狀の有し人々ならんと存するを、さて何を以て之

れを知るやと云へば、是れ元より各位の目の前にある道理に因て、知ることが出来、ます其譯は、即ち各位は、自分々々の本分を守りて、他人の所有品は、犯さず、貧らず、うして事の道理も相當に意得て居らるゝは、即ち過去の世にあてしとさの立派なる心掛けが、今ま現在に相續し來て、自然と顯われし結果であります、又た人と交りを厚くと、信用は益々す濃やかに進み、或は衆人よを愛顧を得るが如きは、即ち各位の過去に在しとさの眞實の談話、其の習ひが、現在に來り顯わるゝ状態であ

る、又た國に在ては、一系の皇室を戴き家に在ては、親は子の爲めに惡しきことを隠し、子は親の爲めに惡しきことを隠して、直きこと其間に保ち、其の眞味、何とも云ひ難き程なり、又室に在ては、男女の別を正しく志て、男は外に出て人の信用を失はず、政事に商業に、農に、工に、専ら外にありて、家業を修め、女は内に在りて、小兒を養育し、或は夫に順ひ、兩親に孝行をかし、そして親類の間柄を睦じくしたり、着類の世話をかき勤められてある、又た兄と爲ては、弟を導びき、弟と爲ては、兄に順ひて、其序

を失わず、斯の如く、苟くも立派なる人の道を修めらるゝことは、各位か己に過去に在りて、偷盜せず、邪淫せず、専ら禮節を守り、身の行ひは、現在に相續し來りて顯われし者あり

凡そ因果應報の道理を篤信すれば、己か身の上、又は人の事に就て、原因結果の状を考へるゝが出来、其原因の當時に居て、將來の結果を推察するも、又た結果に居て、既往の原因を考ふるも、同じ道理である、例せば、日に飲み月に傾し者を見れば、則ち今に酒呑の結果を得る

ならんと知り、酒の癖を聞て唾と流す人を見れば、則ち日に飲み月に傾し原因あるを知るが如く、假使ひ時に前後あを、應報に遅速あをとも、原因結果の道理に於ては、決して變ることはない、是の故に、今も現に日本の人々の行ひを觀察して、以て其原因を考ふることが出来るのである、

斯くまで立派なる、日本の人々あるにも拘らず、昨今若い人達の言ふことを聞き、又た孝養和順の行状もかき様を見れば、實に淺間しきことに思われます、其口上を

聞けば、親は子を養育すべきの義務がある。子は親の財産を受取るべき権利があると云ひ、又は親と雖も眞の困難に陥らざるは、救ふに及ばずと云ひて、父母を顧みる様も亦、剰さへ、兩親の供をして、祖先の墓へ参るは、因循だ、妻君の手を握つて物見遊山は愉快だと云ひ、又た自由結婚は文明の華だと云うて、勝手次第に、男の手を握りて、眞實なる父母の教訓を怨むが如き言を吐く女がある。と云ふ。儲て其の口上を聞き、其の行状を観て、そして其の人の心根を觀察すれば、知恩報恩の志さ

しは、毛頭もかと思はるゝなを、言ひ換れば、兩親は牛馬同様に追ひ廻しても、宜しいと云ふ心あるべし。其れにては、權利義務の釣合が整ふまい。親の膝の上に屎尿を、したことを忘れて、己が手は成人した様に思つて居るは、實に氣の毒千萬にも淺間敷き心である。吾が宗祖聖人示し玉は、く、老狐は塚を跡にせず、白龜は毛寶か恩と報ず、畜生すら是の如し、況や人倫をやと、其狐と云ふ者は、丘穴の中に生るゝが故に、縦ひ死に垂とするとも、丘と跡にするに忍びすと云ふ、唯た是れ其恩の深きを

忘れざるのである、又た白龜は、昔一受け一毛寶か恩に
 酬ひしことは、古書に散在してある、然るを今の若い人
 達は、人の子と生れて、知恩報恩の志もなく、狐や龜の次
 に位せんと欲する歟、うれでは人の子で無い、此世よそ
 して畜生たと云られても、敢て過言とは云はれますま
 い
 開國已來皇統一系の皇帝を載き奉り、忠孝共に厚く、實
 に君子國の名に恥ざり、日本の青年諸氏が、斯くまで
 淺間敷き心と爲り替りしは、將た又た何んの結果ぞや

と、其原因を尋ぬるに、蓋し明治の始めにありて、西洋人
 の工藝に秀でたるを見て、其表面の美しきに心も酔ひ
 狂ひ、一も西洋二も西洋と猥りに持て嚙し、そして、吾か
 日本にの物は、皆悪い者と自ら定め、そして殊に佛敎を謗
 り、且つ珠數と手にして寺院へ參詣する者をは、文明の
 害物たと嘲り罵つたことがあらう、其報は果して來ら
 ずには居るまい
 一二雜誌に依つて、彼の西洋の風俗を伺ふに、西洋にて
 は、男が妻を娶り、女が婿を迎ひて、夫婦相並ぶときは、獨

立して父母に別れ一家を持ち、そして其父母が死去す
 れは、父母の財産は皆な小供が配分する習ひである故
 に薄情なる子に於ては、己れが配分を受くべき財産と
 ば、父母の存生中に、早や抵當として金銭を借り入るゝ
 者ありと云ふ、又た祖父母等の財産に於ては、早く配分
 せん、迎、其祖父母等の死を祈り待つ孫や姪もあると云
 ふ、此故に祖父母等は、孫や姪などの許より贈り來りし
 餅かを食ふことと恐れ憚かることがあると云ふ、又
 た父母に於ても、子の一人稼が出来ぬ間は、親の義務と

して養育すれ共、獨立して稼ぐ位になれば、子の食料は
 子に償はしめ、又た妻を娶れば、我子として別居せしめ、
 猶ほ他人と見るの有様ありと云ふ、之として日本古來
 の風俗よを見れば、實に親は子と忘るゝが如く、子は親
 を慕はざる如し、又た洋航せし人の嘶しなを迎、或書に
 書てあるを見るに、英の龍動にて旅館の内儀が、老たる
 下女を打擲するとき、母と云ひし言ほを聞て、日本の人
 が怪く思ひ、事済て後ち其内儀に向ひ、御身が時々打擲
 せる彼の老婢は、他人なを將た縁者なりやと問ひし

に、内儀は従容として、彼れは全体吾が母であるが、生來愚鈍である故に、時々打擲して懲らさむるのであると答ひし故へ、日本の人は大に驚き、更に言葉を返して、我が日本にては、子として親を打擲する程の、大不孝なる罪は敢てない、然るに御身は斯る事をしても、心に耻ざるやと云へは、内儀は日本の風俗は兎もあれ、彼れは我が母なればこそ、下女に使つて遣れ、是が慈悲の沙汰である、若し他人の家に奉公するときには、通常の苦役を取るべきに、彼れは我が恩に馴れて、常に懈怠に過ます故

に、時々懲戒する也と、平氣で答へたと云ふ、嗚呼傷しい哉、慘酷無慚の行ひ、何と云ふべき言葉もかい、又た或る老女は日本の風俗を聞て、其は即ち天國であらふ、浦山とひと、聲を發して泣くと云ふ、其折り其娘は傍に居て、子が親を大切にすると云ふ馬鹿らしいことは、私には出來ないと、いひととぞ、西洋の風俗は是の如くであると見えます

されば此の風俗が、我國の青年諸氏の腦裡に移り入りしが故に、男女同權を唱ひては、夫婦の別を蔑み、或は金

錢の爲には權利たの義務たのと争うて、長幼の序を失
 ひ、猶ほ親子の親しみ迄も失つて、淺間敷き根性となり
 となり、さて其風俗が、何にとて早くも青年諸氏に移り
 しやと云ふに、是が即ち明治の始めに佛教を捨て、珠
 數を持ちし人を嘲けり罵つた報である、言ひ換れば、因
 果の道理と人の道の根本を忘れたる故である、其譯は、
 凡そ日本は中古已來、盛に佛教の行われて、八百萬石の
 公方様も、百萬石の加賀様も、賤が伏屋の子供までが悉
 く皆佛教の檀那にして、其教を信じた者である故に、日

本の人々が高尚なる人の道を行ひ、君子國の名に耻ぢ
 さることとは、偏に佛教の勸化に由ると申すことは、明か
 であらう、前來申す如く、佛教は、儒道の教の上に位し、彼
 の教の根本を説き明す力ありて、人の心には聊も疑ひ
 を懐かしめず、且つ幽玄微妙の深理を明にし、因果應報
 と談するよと細なる故に、人をして人の道を行はしむ
 るよとは、益々厚く、益々濃なり、然るを明治の始めには
 佛教を誇りて、文明の害物とかし、僧侶を嘲つては無氣
 力となり、殆んど己か家に給料を與へて置く、奉公人を

罵るか如くしました之に依て子供達は佛教と云へば
 急に耳を塞ぎ又た自身も無茶苦茶に誇りて因果應報
 の道理に闇くなり早くも西洋風に移り日本固有の道
 を失ひて淺間しき心の子供と替つたのである
 斯くの如く談じ來れば當時若い人達の口上と云ひ其
 行狀と云ひ其人の心が能く解つたであらふ茲に於て
 各位が子孫をして人の道を踏せ彼の淺間敷嫌な心を
 除き且つ知恩報恩の志を養はしめんとなれば必ず各
 位が自ら勤めて爲すべきおとがある是れは別の事

もあい今現に兩親を持ち人人は其兩親には随分孝行
 して能く終りを慎み又た先祖已來の精靈の恩を漸
 ては大切に吊うて能く遠さを追ふて見せねばならん
 是の如く自ら先導者と爲りて身に行ひうして子孫を
 導くのである去りながら其の終を慎み遠さを追ふと
 云ふ道理の根本に闇き時は其勤めも輕薄に流れて眞
 味はなく義理や理論の勤めとなり三十日か四十日
 止まるも知れぬ此の故に其根本を確めるには又た子
 孫を導いて佛教を聞かむるが必要であります其の

聞く處の道理は、則ち人道の根本なれば、道徳を高め
 には、闕くべからざるの慈養品であらます、此を以て心
 として、自ら勤めて子孫を導びきなば、子孫の心の文明
 は、佛教を以てすれば、人道益々厚く養成し、又た工藝等
 の形ちの文明は、西洋の長ぜるを取てすれば、茲に始め
 て、内外揃ふた文明の民が生れる事である、是れも又た、
 各位が子孫に與ふる賜であれば、希はくは諸氏よ、今の
 祠堂法會は、人の道に必要の道理を聞き、且つ亦た遠き
 を追ふの行狀である、言ひ換れば、人の道の根本を聞き、

兼て恩に對する働作なれば、益々盛にせられんことを
 望むのである、猶ほ明日は、各位が祠堂法會に修行する
 功德を、精靈の元へ送るに、髓に届くと云ぬ道理を申し
 談ずる心算でありしが、昨日飯田喜太郎氏の子息善苗
 が、母の七回忌を吊らはん、迎遙々歸郷致されました、其
 志に愛出て、明日の談議は同人へ依頼し置ましたれば、
 尙申し合されて、參詣あらんとを頼みます

附言

本日の御法話を筆記し、而て將に之を函にせんと

するの際、衆徒及び檀家惣代等、其出納計算の爲吾
 が室に來る、因之を示すに、乃ち之を閱曰く、余等固
 より淺學不才、而して御法話の妙境を知らず、然と
 も、此意に原時は、兄を敬ひ弟を悌み、且つ國に報い
 親に孝するの方、及び因果應報の道理を、知よと、亦
 以て見るべしと、是に於て、文の善惡を訂さず、直に
 印刷に附し、以て六百部を限り、吾か信心の友に頒
 つよとにせり、明治廿四年三月念六日 常靈山の
 一室に於て蓮原研興拜書す

明治廿四年六月十九日
 明治廿四年七月廿九日
 世日發行

非賣品

東京本郷區菊坂所生香地寄留

鎌倉縣東知郡香澤村東本郷

著述者 菊間道巖

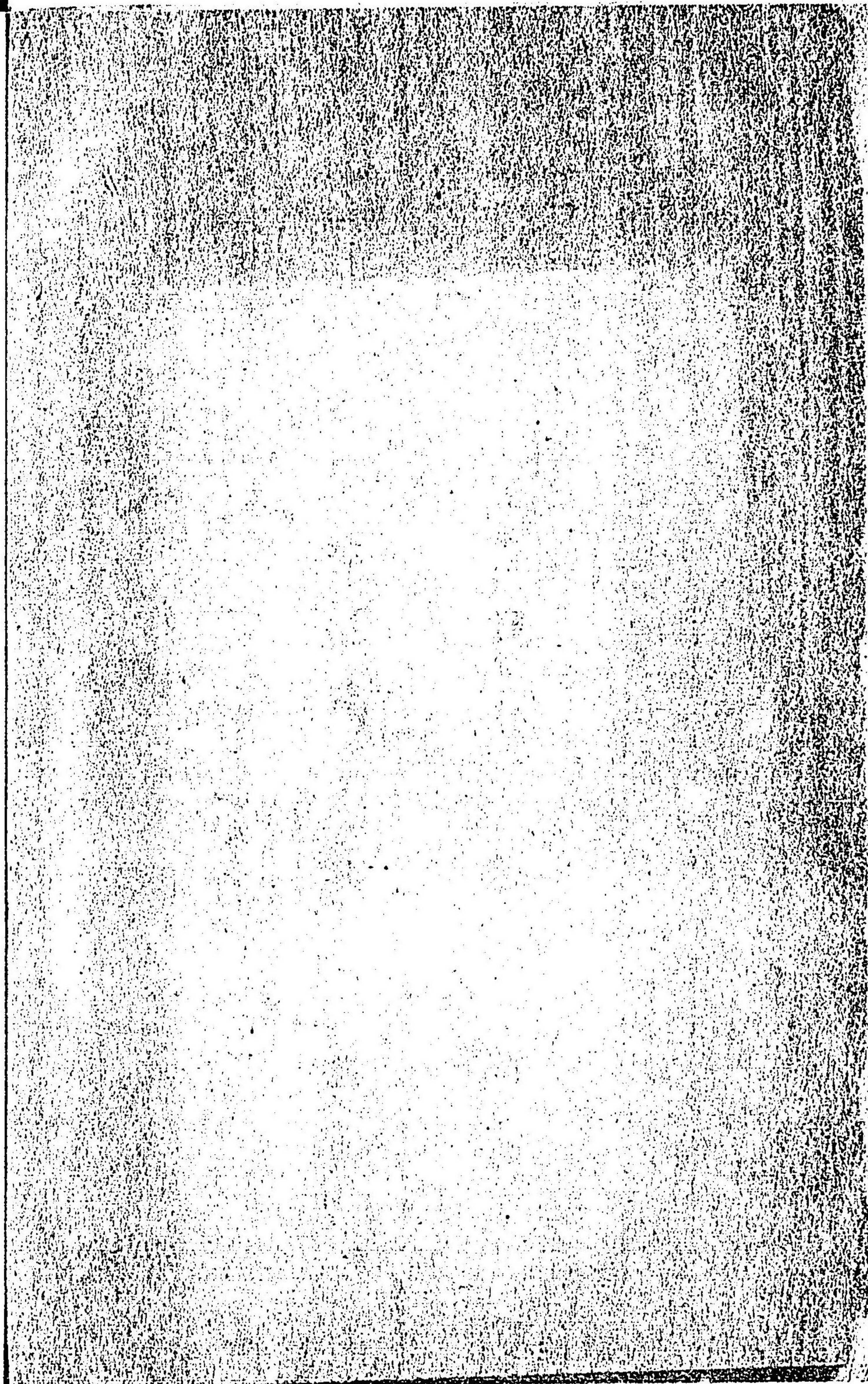
發行人 蓮原研興

全縣全郡全村全字同番地

印刷人 田邊宏達

東京市本郷區菊坂町
九十一番地

東京 神田區錦町三丁目八番地八尾活版所印行



171
The following is a list of the names of the persons who were present at the meeting held on the 15th day of June 1900 at the residence of Mr. J. H. [unclear] in the city of [unclear] State of [unclear].

特 30

616

追孝の法話

国立国会図書館

015920-000-5

特30-616

追孝の法話

菊間 日莊/述

M24.7

ABC-1739

